

利賀ダム建設事業監理委員会 規約

(名 称)

第1条 本会の名称は「利賀ダム建設事業監理委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 委員会は、利賀ダム建設事業全般における実施状況等について確認を行い、事業費及び工程管理のより一層の充実を図るため、第三者の意見を求める機関として委員会を設置し、事務局に対し意見を述べることを目的とする。

(検討事項)

第3条 委員会では、下記の事項について検討を行う。

- ① 事業の実施状況等に関する事項
- ② コスト縮減に関する事項
- ③ その他、委員会が必要と認めた事項

(組 織)

第4条 委員会は、別表－1に掲げる委員により構成するものとし、利賀ダム工事事務所長が委嘱する。

2 委員会にはオブザーバーを置くことができる。

(委 員 会)

第5条 委員会には委員長を置くものとし、委員長は委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を総括する。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 委員会は、毎年、概算要求前に開催する他、委員長が必要と認めた時期において開催する。
- 5 オブザーバーは、委員長の了解を得て発言することができる。

(事 務 局)

第6条 委員会の事務局は、北陸地方整備局利賀ダム工事事務所に置く。

(そ の 他)

第7条 本規約に定めるものの他、必要な項目は委員会において別に定める。

附 則

この規約は、平成20年 7月18日から施行する。
平成29年 7月18日一部改定。
平成30年 8月 9日一部改定。
令和 2年 5月 8日一部改定。
令和 5年 7月26日一部改定。

別表－1

利賀ダム建設事業監理委員会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

【委員長】

氏 名	所 属・役 職	分 野
手計 太一	中央大学 理工学部環境都市環境学科 教授	治 水

【委 員】

氏 名	所 属・役 職	分 野
川村 國夫	金沢工業大学 地域防災環境科学研究所 教授	道路全般
阿南 修司	国立研究開発法人 土木研究所 地質監	地 質
服部 敦	国立研究開発法人 土木研究所 河道保全研究グループ グループ長	ダム水理・構造
古田 俊吉	富山大学 名誉教授	経 済
市井 昌彦	富山県 土木部長	行 政

【オブザーバー】

氏 名	所 属・役 職	分 野
酒井 信久	富山県 企業局 次長・水道課長	共同事業者

利賀ダム建設事業監理委員会 運営要領について

利賀ダム建設事業監理委員会規約第7条に基づく、運営要領を下記のとおり定める。

1. 委員会の開催は、報道関係者に記者クラブを通じて事前案内をする。
2. 委員会における審議は原則として公開とする。
3. 撮影（テレビカメラ・スチールカメラ）は議事に入ってから、ご遠慮いただく。
4. 委員会資料は、報道関係者及び一般傍聴者にも配布する。
なお、情報公開法の不開示情報に該当すると想定される場合は、配布しない。
5. 議事要旨のとりまとめは事務局が行い、議事内容を各委員に確認のうえ、利賀ダム工事事務所HP等で公開する。
6. 報道関係から記者会見の要望があった場合は、委員長が対応する。

附 則

この規約は、平成20年 7月18日から施行する。
令和 2年 5月 8日一部改定。

利賀ダム建設事業監理委員会 設立趣意書

利賀ダムは、富山県南砺市に位置し、庄川の右支川である利賀川に平成5年度より建設を進めている多目的ダムであり、「洪水の防御」「既得用水の安定化と河川環境の保全」「工業用水の確保」を目的としている。

ダム建設事業は、調査計画段階から用地補償、生活再建、ダム本体施工を経て管理に至るまで、長い期間と多額の事業費を必要とするプロジェクトであり、全国的に、水需要の伸びの鈍化や国民の環境意識やコスト意識の高まり等の「社会情勢の変化」により、ダム事業に対して厳しい目が向けられている。

特に、事業費について、いわゆる物価増以上に大幅に増加する事業があること、国と地方の財政が厳しくなっていること等により、関係者等の関心が高まっている。一方、公共事業投資について引き続き厳しい状況が予想される中、事業者としてこれまでも増して一層のコスト縮減、工期短縮に取り組んで行くことが求められている。

このような状況の中、利賀ダム建設事業全般にわたり事業費・工程等の管理をより充実して行うため、毎年、事業の進捗状況、コスト縮減策やその実施状況、工事工程の進捗状況等について、第三者の意見を求める機関として「利賀ダム建設事業監理委員会」を設置し、事業費・工程管理の一層の充実を図るものである。